

各学部長
各研究科長
各機構長
図書館長 殿
情報メディア基盤センター長
国際本部長
事務局長

学長 坂井 貴文

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける
場合等における就業上の取扱いについて（通知）

教職員及び非常勤教職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合又は予防接種と関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則第13条、国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則第16条の2及び国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第6条第1項第6号の規定により、業務の運営に支障のない範囲内で1日、1時間又は1分を単位として、労働をしないことの承認を受けることができることとしましたので、所属教職員に対し周知徹底いただくとともに、本取扱いについて遺漏のないようお願いします。

（注）

1. 令和3年7月1日からの適用となります。
2. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間も含まれます。
3. 予防接種との関連性が高いと認められる症状としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感のほか、負傷又は疾病の症状も含まれます。
4. サイボウズガルーンのワークフローの休暇申請で、休暇区分を「職免」、備考にワクチン接種の場合は「ワクチン接種のため」、副反応等の場合はその症状の詳細を記入のうえ申請させてください。

【本件担当】

総務部人事課教職員係

TEL:048-858-9629 (内)3137

E-mail:ksyoku12@gr.saitama-u.ac.jp

(参考)

○国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（抜粋）

〔平成16年4月1日〕
規則第115号

（労働しないことの承認）

第13条 教職員は、別に定めるところにより一定の時間につき労働しないことの承認を受けることができる。

○国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則（抜粋）

〔平成16年4月1日〕
規則第121号

（労働しないことの承認）

第16条の2 非常勤教職員の労働しないことの承認については、労働時間等規則第13条の規定を準用する。

○国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則（抜粋）

〔平成16年4月1日〕
規則第116号

（労働しないことの承認）

第6条 労働時間等規則第13条の規定により労働しないことの承認を受けることができる場合は、次のとおりとする。

- (6) 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状があり療養する必要がある場合